

〔教職員のための研修資料〕

信頼される教職員をめざして

一人権ガイドブック



平成 12 年 3 月

沖縄県教育委員会

も く じ

はじめに	1
I 教師としての使命感	
1 児童生徒は、一人一人がかげがえのない存在である.....	2
2 教師としての使命感を大切にしよう.....	3
3 家庭や地域社会との連携を深めよう.....	4
4 自己研鑽につとめよう.....	4
〔資料〕 教員に求められる資質能力.....	5
II 教職員の服務	
1 服務とは.....	6
2 服務規律の事例と解説.....	7
3 汚 職.....	12
4 教職員の不祥事と再発防止.....	14
III 人 権	
1 人権とは.....	18
2 学校におけるいじめと人権.....	19
3 教師の体罰と人権.....	21
4 学校におけるセクシュアル・ハラスメントと人権.....	26
IV 資 料 編	
1 児童懲戒権の限界について.....	29
2 日頃の教育活動(体罰防止)に関する自己点検票.....	30
3 いじめの早期発見のポイント.....	32
4 沖縄県職員倫理規程	34
5 セクシュアル・ハラスメント防止規程.....	37
6 綱紀の粛正と服務規律の確保について(通知).....	39
7 選挙における職員の服務規律の確保について(通知).....	40
8 部活動等における指導のあり方について(通知).....	42
9 交通法規の遵守について(通知).....	43
10 職員の年末年始における綱紀粛正について(通知).....	44

はじめに

平成6年5月に「児童の権利に関する条約」が発効し、子どもの人権に改めて大きな関心が寄せられるようになりました。学校教育においても、児童生徒の人権に十分配慮し、一人一人を大切にす教育指導や学校運営を行うことが一層求められています。

特に、各教科、道徳、特別活動の指導等の教育活動において、児童生徒に対し、その発達段階に即して、基本的人権や男女平等、ボランティアなどの意識を高めることはもとより、全教育活動において人権尊重の教育を推進し、児童生徒に対し望ましい人格の形成を図るよう努める必要があります。

しかしながら、近年、全国的に教職員の不祥事がマスコミをにぎわしている中、本県においても、児童生徒に対する人権尊重の意識やモラルの欠如から、教職員による不祥事が起きてしまいました。

たとえ一人の不祥事であっても、絶対にあってはならないことです。これまで多くの教職員が築きあげてきた教育界に対する信頼を一朝一夕にして損ねてしまうものです。

このたび、『信頼される教職員をめざして』というタイトルで本冊子を作成しました。本冊子は、「教職員の使命感」「教職員の服務」「児童生徒の人権」をテーマに、教職員の意識の高揚を図ることを目的としています。

この冊子を手にした教職員のみなさん一人一人が日頃の教育活動を振り返り、教職員としての在り方を問い直していただくとともに、児童生徒の人権を尊重した学校教育の在り方について認識を深め、不祥事の防止に向けて取り組んでいただきたいと思います。

児童生徒一人一人を大切にす教育が一層推進され、魅力ある学校づくりが促進されることを願ってやみません。

平成12年3月

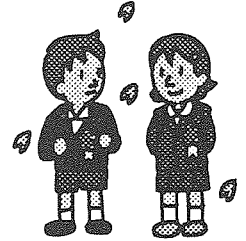
沖縄県教育委員会

教育長 翁長 良盛

I 教師としての使命感

1 児童生徒は、一人一人がかけがえのない存在である。

教育は、「自分さがしの旅」を扶ける^{たす}営みといわれている。そのためには、学校でのすべての生活をとおして、児童生徒一人一人がかけがえのない一人の人間として大切にされ、存在感と成就感を味わい、心豊かな人間性を培うことが大切である。



- ◎ すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。(憲法第26条第1項)
- ◎ われらは、個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間の育成を期するとともに、普遍的にしてしかも個性ゆたかな文化の創造をめざす教育を普及徹底しなければならない。(教育基本法前文)
- ◎ 教育は、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたつとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。(教育基本法第1条)
- ◎ すべて国民は、ひとしく、その能力に応ずる教育を受ける機会を与えられなければならないものであって、人種、信条、性別、社会的身分、経済的地位又は門地によって、教育上差別されない。(教育基本法第3条)
- ◎ 児童生徒のよい点を見つけてやろうという努力の心と、児童生徒を心底愛する心を大切にしたい。
- ◎ 児童の教育および指導について責任を有するものは、児童の最善の利益をその指導の原則としなければならない。(児童権利宣言第7条)
- ◎ 締約国は、児童の教育が次のことを指向すべきことに同意する。
(児童の権利に関する条約第29条第1項)
 - (a) 児童の人格、才能並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。
 - (b) 人権及び基本的自由並びに国際連合憲章にうたう原則の尊重を育成すること。
 - (c) 児童の父母、児童の文化的同一性、言語及び価値観、児童の居住国及び出身国の国民的価値観並びに自己の文明と異なる文明に対する尊重を育成すること。
 - (d) すべての人民の間の、種族的、国民的及び宗教的集団の間の並びに原住民である者の間の理解、平和、寛容、両性の平等及び友好の精神に従い、自由な社会における責任ある生活のために児童に準備させること。
 - (e) 自然環境の尊重を育成すること。

2 教師としての使命感を大切にしよう。

教師という仕事は、未来に生きる児童生徒を育てる崇高で手応えのあるものである。言い換えれば、教師の在り方が児童生徒の将来を左右しかねない。また、児童生徒への指導場面だけでなく、保護者や地域住民に対しても使命感にあふれた言動、対応がとれるようにしたい。

- ◎ 学校教育は、教師と児童生徒との人間的なふれあいの中に立つもので、教師のちょっとした言動が児童生徒の行動や心情に深く影響を与える。
- ◎ 教師の目は、児童生徒を「見つめる目」「見つける目」「見守る目」で正しい児童生徒観に立脚した教育に対するプロの目で子どもの心に触れ、やる気と生きる力の支えになるよう努力を続けたいものである。
- ◎ 日々成長を続ける児童生徒、それに伴い揺れ動く心にその時々適切な指導を加えなければならぬ教師の仕事は重大である。
- ◎ 児童生徒を教え育て、次の時代を託すという教師の役割を自覚しよう。
- ◎ 「人づくりを行う先生は、いわば国家の大工さんだ。名大工さんは、人づくりを木づくりと考えることが必要だ。つまり、育てられる木が何の木かを見抜いて、その人間に見合った教育をしてほしい。教育というのは、いわば学ぶ者の前に横たわっている川を渡る智恵と勇気と技術を教えることだろう。しかし、川を渡すからといって、ただ橋を架ければいいということではない。学ぶ者は、川上にもいるし川下にもいる。道のないところにもいるだろう。どうか先生は、導かれる者がいる場所、いる場所から、彼岸に渡れるような教育を行ってほしい。」(肥後藩6代目藩主細川重賢^{しげかた}の言葉)

ある卒業生からの手紙

教師というお仕事は、想像以上に大きなものです。ある意味で特権を持っていると思います。ちょっとした一言が、子供たちを良くも悪くもしてしまふ。

23・24歳のある程度人間的に出来上がりつつある医学生を相手に講義していても、ふと自分の言葉が彼等にどんな影響を及ぼすだろうかと、身の引き締まる思いをすることがあります。

どうぞ、沖縄の子供たちが誇りを持って自分たちの文化を大切に、より正しく生き抜いていけるように御指導くださいますよう、自分の命も人の命も大切に人間に成長しますよう御指導ください。

3 家庭や地域社会との連携を深めよう。

学校教育・家庭教育・社会教育が、それぞれの機能を発揮しつつ、相互に補完しあうことが必要である。そのために、教師は積極的に地域社会にとけ込み、保護者や地域住民・教師が深い信頼関係を築くことが重要である。

- ◎ 教師は、子どもを取り巻く環境の理解者になること。
- ◎ 保護者の悩みを真剣に受け止めてくれる教師になること。
- ◎ 教師は、地域社会をよく理解すること。
- ◎ 教師に対する保護者、地域からの批判や要望は、教師に対する強い期待の表れであると、謙虚に受け止めたい。
- ◎ 保護者が求める教師像の例
 - (1) 教育者としての使命感に燃え、えこひいきすることなく、公平に児童生徒一人一人の個性や能力を尊重し、個に応じた指導を行うことのできる教師。
 - (2) 健康的で常に明るく、てきばきした態度で、特定の子どもや保護者だけでなく、みんなと親しく語ってくれる教師。
 - (3) 授業に熱心で、児童生徒の気持ちを理解し、いつも子どもといる教師。
 - (4) 広い識見と教養があり、子どものことについて、どんな相談にも快く応ずることのできる教師。
 - (5) 教育的に深い愛情があり、保護者に対してもやさしさやユーモアをもって接することのできる教師。
 - (6) 協調性があり、建設的に学校の組織体制を機能させ、PTA 活動や地域活動にも積極的に参加する教師。
 - (7) 子どもの学校での状況やできごとを学級通信や電話でよく伝えてくれる教師。

4 自己研鑽につとめよう。

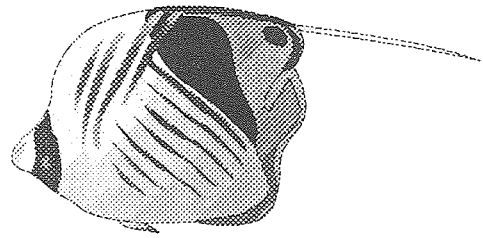
児童生徒に大きな影響を与える教師は、教科についての深い専門的知識はもちろん、広い視点からの幅広い教養、豊かな感性や洞察力などを兼ね備える必要があり、そのため日頃から自己研鑽に努めなくてはならない。

- ◎ 教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に務めなければならない。その機会を与えられなければならない。(教育公務員特例法第19条第1項)
- ◎ 「人の心に炎を燃え移さんとする者は、自ら燃え上がれ」(トルストイ)

「私が先生になったとき」(作者不詳)

私が 先生になったとき
自分が 真理から目をそむけて
子供たちに ほんとうのことが
語れるか

私が 先生になったとき
自分が 未来から目をそむけて
子供たちに 明日のことを
語れるか



私が 先生になったとき
自分が 理想をもたないで
子供たちに いったいどんな夢が
語れるか
.....

[資料]

教員に求められる資質能力

(平成11年12月教育職員養成審議会第3次答申)

いつの時代も教員に
求められる資質能力

- ・ 教育者としての使命感
- ・ 人間の成長・発達についての深い理解
- ・ 幼児・児童・生徒に対する教育的愛情
- ・ 教科等に関する専門的知識
- ・ 広く豊かな教養

これに基づく
実践的指導力

+

今後特に
求められる資質能力

- ・ 地球的視野に立って行動するための資質能力
- ・ 変化の時代を生きる社会人に求められる資質能力
- ・ 教員の職務から必然的に求められる資質能力

II 教職員の服務

1 服務とは

(1) 職員の服務について

- ◎ 服務とは、公務員が職務遂行上又は公務員としての身分に伴って守るべき義務ないし規律のことをいう。
- ◎ 公務員の服務の内容は、公務員が勤務時間中に職務を遂行する上で守るべき義務(職務上の義務)と職務の内外を問わず公務員がその身分を有することによって守るべき義務(身分上の義務)に分けることが出来る。
- ◎ 職務上の義務としては、法令及び上司の職務上の命令に従う義務、職務専念義務があり、身分上の義務としては、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、政治的行為の制限、争議行為の禁止、営利企業等の従事制限がある。

(2) 服務の根本基準

- ◎ すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

(3) 服務の宣誓

- ◎ 職員は、条例の定めるところにより、服務の宣誓をしなければならない。

これは、公務員となるに当たって、服務上の義務を負うことを確認し、全体の奉仕者として職務を遂行することを誓うものである。

本県の条例においては、「新たに職員等となった者は、任命権者又は任命権者の指定した者の面前において、宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。」と規定されている。

2 服務規律の事例と解説

公務員が次のようなことを行った場合、服務規律上、問題はないか？

- (1) ・職員がリボン闘争の一環として勤務時間中にリボンを着用した。
- (2) ・学校行事の慰労会で少々アルコールが入ったが、これくらいではという気持ちでマイカーを運転して帰路についたが、途中、検問にあい酒気帯び運転で検挙された。
 - ・日頃酒癖の悪い A は 2 次会で入った飲み屋ですっかり酩酊し、同僚の B に絡み、激しい口論の末、取っ組み合いのケンカとなった。
- (3) ・妻が経営する化粧品店で、勤務が終わってから、無報酬で、毎日手伝った。
 - ・遊休化していた自分の土地にアパートを建設し不動産会社に管理を委託した。
 - ・自宅通勤していたが、転勤することとなったため、自宅を賃貸した。
 - ・勤務時間終了後、知人の経営する書店で、アルバイトをした。
 - ・出版社から原稿を依頼され、郷土史関係の記事を 1 回寄稿し、謝金をもらった。
- (4) ・〇〇〇〇反対をスローガンにした市民大会に参加した。
 - ・休日外出先の街頭で〇〇法案反対の署名運動に協力を求められ、署名した。
 - ・大学の同窓会の集まりで、同窓会役員から大学の OB である某代議士の後援会に入会を勧められ、入会した。
- (5) ・生徒指導のあり方で、上司の指示と違う考えがあったので、自分の考えを主張したところ、議論が白熱し、最後まで平行線をたどった。
 - ・定時制通信教育手当支給のため、上司からある教諭の出勤簿の書き直しを命じられた。
- (6) ・家庭訪問で生徒の家を訪ねた際、たまたま保護者から聞いたその家庭内の特殊な事情を、親しい友人と飲んだとき話した。
- (7) ・授業に支障がないと思ったので、放課後、組合の呼びかけに応じて時限ストに参加した。

[解 説]

(1) 職務専念の義務

◎ 職員は、勤務時間中は、職務に専念しなければならない。

リボン闘争におけるリボンの着用は、使用者に対する示威行為であり、精神的活動のすべてを職務の遂行のみに集中しているとはいえ、職務専念の義務に違反する。

(昭和52年 最高裁判例 プレート、ワッペン、はちまきの着用も同様である。)

(2) 信用失墜行為の禁止

◎ 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

勤務時間外、職場外の行為で、職務と関係のない私的な行為であっても、法令遵守義務違反や所属する組織の信用、イメージを傷つけるような行為を行った場合は、信用失墜行為となる。

具体的にどのような行為が信用失墜行為に当たるかは、個々の具体的事例に応じて、社会通念によって判断していくことになるが、教育公務員については、児童生徒の教育に携わるという職務の性格上、一般の公務員に比べて、厳しく判断される場合が多い。設問の2事例はいずれも信用失墜行為に該当することは言うまでもない。

(3) 営利企業の従事制限

◎ 職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業の役員等を兼ねることはできない。また自ら営利企業等を営むことはできない。

単に妻の経営している化粧品店の手伝いを少々する程度であれば、兼業にはあたらないが、たとえ名義が妻であっても、退庁後、毎日手伝って、実質的に、職員が共同経営していると客観的に判断されるような場合には、兼業とみなされる。

不動産の賃貸は、たとえ不動産会社に管理委託しているといっても、賃貸することを目的として建築又は取得し、そこから収入を得ているような場合は営利目的と判断される。転勤したことにより、自宅を貸すようなケースは該当しない。

◎ 職員は、任命権者の許可を受けなければ、報酬を得て、私的に働くことはできない。

商店でのアルバイト、大学での非常勤講師、雑誌への記事の連載などを、継続的又は定期的に行う時は任命権者の許可が必要である。この場合、許可をするか否かは、沖縄県人事委員会規則に許可の要件が示されており、職務への影響や公務との利害関係などを見て総合的に判断される。

設問のような、継続性のない単発的な記事の寄稿は許可はいらぬ。ただし、職務上の利害関係がある業者等との間では、たとえ単発的であっても、講演、出版物への寄稿等を行い報酬を得ることは、原則として禁止されている。

これらの制限については、教育公務員特例法に特例があり、教育公務員が教育に関する他の職を兼ね、又は教育に関する他の事業・事務に従事する場合に限って、一般の公務員より弾力的に兼職・兼業が認められるようになっている。

教育に関する事業・事務等については、限定的に定められている（例えば、国公立学校の非常勤講師の職等）。学習塾等の講師の職はこれに含まれていない。

なお、教育に関する事業・事務等に従事する場合にも、任命権者の許可は必要である。

(4) 政治的行為の制限

◎ 職員は、特定の政党や公職選挙の候補者を支持するなどの政治的目的をもって、政治的な行為を行うことは、禁止されている。

政治的な行為とは、政治的な目的をもって、他人に対して影響を及ぼす行為、働きかける行為をいい、例えば、政治的な集会の企画、主催、指導やこれらを援助する行為などが該当する。

単に一参加者として政治的スローガンを掲げた集会に参加することは、該当しない。

署名運動も、その企画、実施に関与せず、単に署名するだけの場合は、該当しない。

また、政治団体の役員となったり、加入を勧誘したり、その機関誌を配布したりするなどの行為は該当するが、単に後援会への加入だけの場合は該当しない。

但し、後援会会員として、ポスター等に肩書きを付して名前を連ねることは該当する。

教育公務員の政治的制限については、教育公務員特例法において、当分の間、国立学校の教育公務員の例によるとされているので、一般の地方公務員と異なり、その制限される地域的範囲は全国に及び、その制限される行為は人事院規則14-7に詳細に規定されている。資料編の「選挙における職員の服務規律の確保について」を参照すること。

(5) 法令及び上司の職務上の命令に従う義務

◎ 職員は、その職務にあたって、法令に従い、上司の職務上の命令に従わなければならない。

職務の遂行にあたって、上司と意見が合わないこともあり得ることである。

その場合、自分の考えがベターであると思えば、その旨上司に申し出ることは可能である。また、充分議論をつくすことが必要な場合もある。

但し、最終的な判断の権限は、上司にあるので、上司の考えで実施すると上司が決定すれば、それに従わなければならない。

但し、上司の命令であっても、(内容の違法性が主観的な判断にとどまるものは別として)その命令に重大かつ明白な違法又は^{かし}瑕疵があった場合には、その職務命令は無効であり、従ってはならない。出勤簿改ざんの命令はこれに該当する。

(6) 秘密を守る義務

◎ 職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。退職した後も同様である。

この場合の秘密には、職務上の秘密のほか、職務に関連して知り得た職務外の私的な秘密も含まれる。

教職員の職務上知り得る秘密には、指導要録、健康診断票、成績評価、入学試験問題生徒の個人情報、家庭状況等がある。

なお、生徒の指導要録等については、沖縄県個人情報保護条例で目的外の利用や外部への提供が禁止されている。但し、法令に基づくとき、本人の同意があるとき等の例外規定が設けられている。

また、同条例で個人情報を取り扱う職員の守秘義務もうたわれている。

[参 考]

沖縄県個人情報保護条例

第9条 実施機関は、個人情報取扱事務の目的以外の目的のために個人情報を当該実施機関内において利用し、又は当該実施機関以外の者へ提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 法令等に基づくとき。
- (2) 本人の同意があるとき。
- (3) 人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、沖縄県個人情報保護審査会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当な理由があると実施機関が認めるとき。

(実施機関：知事、教育委員会等の行政委員会、公営企業管理者)

第13条 実施機関の職員は、職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(7) 争議行為等の禁止

- ◎ 職員は、ストライキなど業務を阻害する行為を行ってはならない。また、このような行為を企て、共謀し、そそのかし、あおってはならない。

放課後の時限ストについて、学校教育活動の場合、授業そのものに支障がなくても、勤務時間中である限り、部活指導、生徒指導等に影響が生じ、「業務の正常な運営を阻害するもの」となり、地公法で禁じている争議行為に該当する。(昭和55年判例)

3 汚職

公務員が職をけがすこと、それが汚職である

- ◎ 公務員がその職務に関し、油断、慢心、業者との馴れ合い、不心得等から利権絡みの犯罪に手を染めマスコミを賑わすことが時々ある。いわゆる汚職である。

公務員として、10年、20年と職歴を重ね、大きな職務権限を持ち、業者との関わりが多く、周りから有能だと評価されている、ベテラン中堅職員に多いのが通例である。

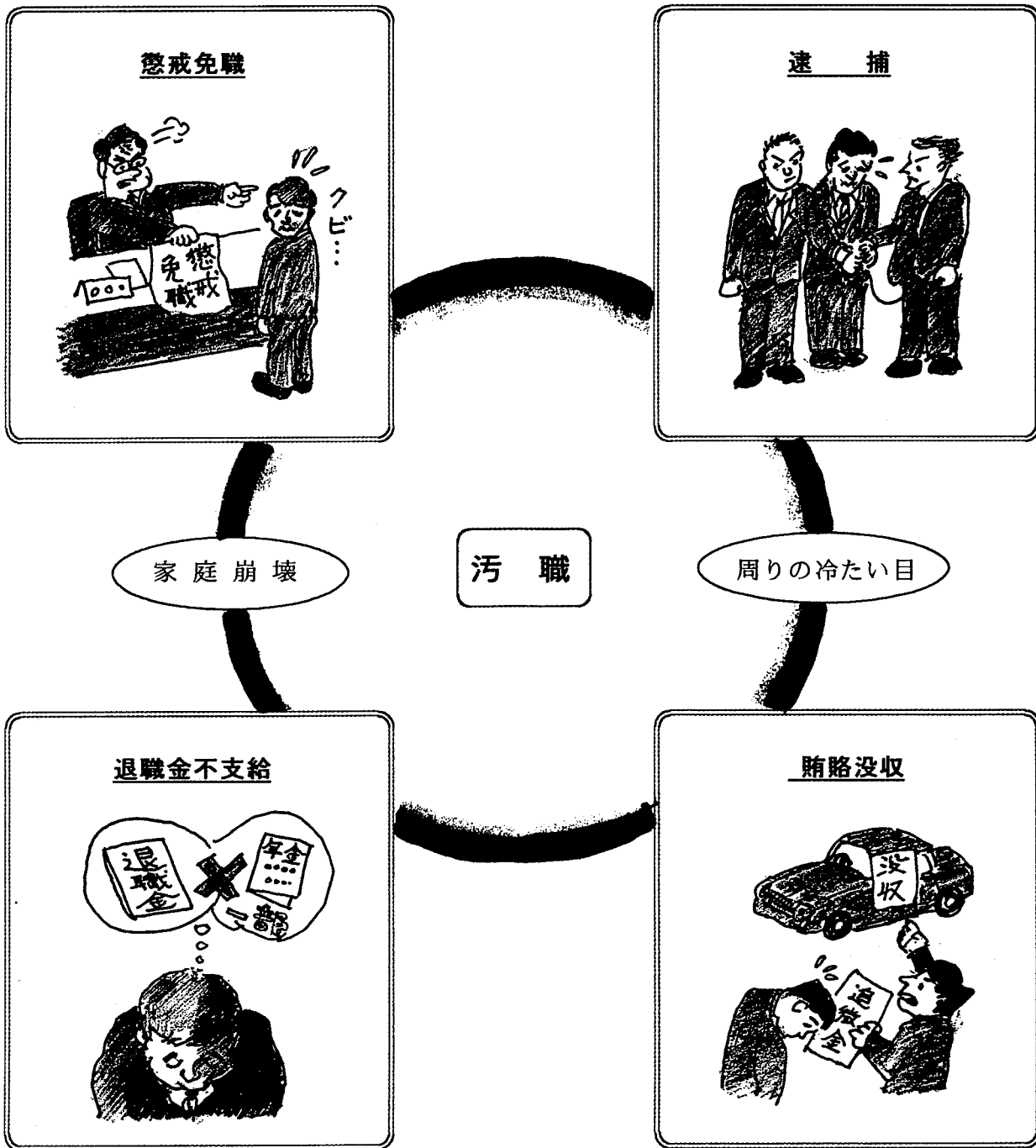
- ◎ 汚職とは、職権や地位を濫用して、賄賂を取るなどの不正な行為をすることをいう。公務員が賄賂を受け取る収賄罪を指すことが多いが、職権濫用も汚職といえる。

- ◎ 収賄とは、公務員が、「職務」に関し、「賄賂」をもらったり、要求したり、約束することをいう。その態様により、単純収賄罪、受託収賄罪、事前収賄罪、事後収賄罪、第三者供賄罪、枉法収賄罪、あっせん収賄罪に区分される。

「職務」・・・「その地位に伴って取り扱うことが予想されているすべての職務」と解されており、現在担当している職務だけでなく、過去担当していた職務、将来担当する可能性のある職務やこれと密接な関係にある職務も含まれる。

「賄 賂」・・・公務員がその職務に関連して受けたる違法な報酬のことで「金銭や品物に限らず、およそ人の欲望を満たす一切の有形、無形の利益」と解されており、飲食による接待、よい役職や地位に就かせること、借金の棒引き、就職の斡旋、特別な融資を受けさせることなども含まれる。

汚職の末路？



4 教職員の不祥事と再発防止

近年、公立学校において発生した懲戒処分の対象となる不祥事の主な事例は、(1)職務に関する金銭收受(収賄)、(2)女生徒へのわいせつ行為、(3)酒気帯び運転及びひき逃げ(交通事故)、(4)児童生徒への暴力(体罰)である。

再発防止に向けた取り組みが強く求められている。

(1) わいせつ行為

教職員の生徒に対するわいせつ行為は法令又は条例違反になる。当然、信用失墜行為となり、懲戒処分の対象になる。教師と生徒間の恋愛については、わいせつ行為とは別問題ではあるが、その態様によっては条例違反となる場合があり、条例に抵触しない場合であっても教育公務員は一般の公務員に比べて一層高い倫理性を要求されているので信用失墜行為となる場合がある。以下に関係法令等の規定をしてみる。

◎ 刑 法

[強制わいせつ]

第176条 13歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6月以上7年以下の懲役に処する。13歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。

[強 姦]

第177条 暴行又は脅迫を用いて13歳以上の女子を姦淫した者は、強姦の罪とし、2年以上の有期懲役に処する。13歳未満の女子を姦淫した者も、同様とする。

◎ 沖縄県青少年保護育成条例

(みだらな性行為及びわいせつな行為の禁止)

第17条の2 何人も、青少年に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。

2 何人も、青少年に対し、前項の行為を教え、又は見せてはならない。

この条例でいう青少年とは、小学校就学の始期から満18歳に達するまでの者(婚姻した女子を除く)をいう。

同条違反の罰則は2年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられる。

なお、同条違反の罪は非親告罪である。

◎ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律

同法は平成11年5月26日に公布され、平成11年11月1日から施行された法律である。

(児童買春)

第4条 児童買春した者は3年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

この法律において「児童」とは、18歳に満たない者をいう。

この法律において「児童買春」とは、対償を供与し、又は供与の約束をして、児童に対し、性交等をするをいう。

◎ 沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程

(平成11年12月1日 教育委員会教育長訓令第4号)

この訓令において「セクシュアル・ハラスメント」とは、他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動をいう。

ある職員の言動がセクシュアル・ハラスメントであると認められ、それが悪質な場合は信用失墜行為となるので、同規程、及びその指針、並びにその運用に目を通し、今一度自己の言動を点検してみる必要がある。

(2) 交通事故

交通事故を起こせば、それが重大な人身事故であれば、加害者、被害者の別なく、当事者は地獄の境遇に陥ると言われる。加害者は、刑事事件、民事事件に問われ、莫大な損害賠償金を課せられることとなる。

公務員の場合は、刑事事件で禁錮以上の有罪判決を受ければ、地公法の規定で失職となる。失職とならないケースでも、事故の態様によって、免職、停職、減給、戒告の懲戒処分を受けることになる。

◎ 日頃から交通法規を遵守し、安全運転を心がけなければならない

不幸にして交通事故を起こした場合はどうするか？

事故を起こしてしまったら、より適切な措置を取ることが肝要である。その時の対応如何によって、刑事事件としての刑の重さに格段の差が生じ、また、公務員の場合は懲戒処分の軽重にも大きな差が生じる。特に、ひき逃げは人道上も倫理上も悪質であり、情状酌量の余地はなく厳罰に処せられることとなる。

交通事故の加害者となった場合に現場でとるべき措置について以下に記述する。

- 被害者の救護を最優先に行う。救急車の手配をする。(自分ですか、周りにいる人に頼む) 状況によっては、被害者を歩道等安全な場所に移動したり、応急手当を行う。
- 道路上の危険防止を行う。被害者を動かさない場合、後続車、対向車に轢かれないような措置を取る。二重事故防止のための措置を行い、周りにいる人にも応援をもとめる。
- 警察署等に通報する。
- 上司や所属長への報告
- 事実関係の確認 被害者の住所、氏名、勤務先、車両の種類及びナンバー等、被害者のけがの程度、車両の損傷の程度、事故現場の状況、現場検証に立会った警察官の参考意見、事故を目撃した人の住所、氏名、電話番号、その他

(3) 綱紀 肅正

綱紀の肅正は公務員が不祥事を起こす度に言われる言葉であり、また本県では、米軍や米軍兵士による事故、事件が起きる時もよく使われる言葉である。

国語辞典によると、「綱紀」とは、組織を保って行く上で欠くことの出来ない大小のつなの意と書かれており、転じて公務員を支える人民の公僕であるという自覚と万難を排して職責を全うする責任感と説明されている。また、「肅正」とは厳しく取り締まって不正を除くと説明されている。くだいて言えば、「綱紀肅正」とはゆるんだ自覚や責任感という綱を強く締めなおして不正が起きないようにするということである。

綱紀の肅正については、選挙前、年末年始の時期等折に触れ通知が出されているので、資料編の通知を参照されたい。また、沖縄県職員倫理規定（平成9年12月9日訓令第34号）にも目を通すこと。

(4) 不祥事の再発防止

不祥事が生起する背景、要因にはさまざまなものが考えられるが、再発防止を考える上で挙げられる大きな要因として、職員のモラルの欠如、つまり倫理観の欠如がある。そのことを十分に反省し、倫理観の高揚に努めることが肝要である。

公務員として、各種法令、法規、服務規程を守る等「しなければならないことを行う。してはならないことをしない。」というのは、最低限度の倫理的な行動である。

利他精神、奉仕の精神など高邁な精神から「しなければならないと決められていないが、行ったほうが良いと思われることを積極的に行い、禁止されていないが、行わないほうが良いと思われることは厳に慎む」というのが倫理的に高いレベルの行動といえる。

教職員はこの高いレベルの倫理観を身につけるよう努めたいものである。

「高い倫理観を持つ」ということは、言うは易く、行うは難しい。つまるところ、それは「確固たる人生観を持つ」ということに深く関わってくるものである。

日頃から、社会の常識を己の常識となし、先人や歴史、哲学、古典に学び、「人生観」、
「人生哲学」を確立し、「自己の使命感」「教師としての使命感」を持つことが大切である。

不祥事の背景の一つとして、部活指導で目覚ましい実績をあげ、父母の評判が高く、たびたびマスコミにも登場するような教師の、それ故の思い上がり、独断専行、父母との馴れ合い等の実状があったということも指摘されている。

ほんの一握りの不心得者の起こした不祥事ではあるが、教職員全体のモラルが問われている現在、今一度、自分自身にも、慢心、独りよがり、馴れ合いは無いか点検してみよう。

日頃から、自己の言動に責任を持ち、謙虚で遵法精神にとみ、良識ある言動を心がけたいものである。

「 実るほど頭を垂れる稲穂かな ! 」

Ⅲ 人 権

1 人権とは

(1) 人権は、人間固有の尊厳に由来する権利

人権とは、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利をいい、それは人間固有の尊厳に由来する。

- ◎ 人権が不可侵であるということは、歴史的には、主として、公権力によって侵されないという意味で理解されてきたが「人間はどのような関係にあっても人間として尊重されるべきである」ということから考えると、人権は、国や地方公共団体といった公権力の主体との関係においてだけでなく、国民相互の関係においても尊重されるべきものである。

(2) 人権侵犯

人権侵犯とは、人間が生まれたときから持っている基本的人権を侵すことをいい、人格権の侵犯ともいわれる。その原因や態様にはいろいろなものがある。

- ◎ 有形な人権侵犯とは、相手に肉体的苦痛を与えるもので、いわゆる殴る、蹴る、長時間にわたる正座や校庭での走り込みなどがある。
- ◎ 無形な人権侵犯とは、相手に精神的苦痛を与えるもので、いわゆる言葉による暴力、相手の身体の肉体的欠陥や相手が気にしている身体的特徴（例えば、ハゲ、デブ、チビ、ちんば、汚い、臭いなど）を言ったり、また、グループで無視し仲間はずれにするなどがこれに当たる。
- ◎ 人権侵犯は、場合によっては不登校、自殺、教師不信などにつながっていく恐れがあるので十分に気をつける必要がある。

(3) 人権感覚を身につける

人権については、知的理解にとどまらず、人権感覚を身につけることが大切で、人権尊重の理念について十分に認識する。

- ◎ 人権を知識として理解するだけでなく、感覚や感性として人権を身につけることがなければ、児童生徒に対して人権教育ができず、児童生徒の人権に対する感性がはぐくまれなくなる。

(4) 人権教育

人権教育とは、日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権の尊重が正しく身に付くよう、地域の実情にも留意しながら学校教育及び社会教育において行われる教育活動をいう。

- ◎ 人権教育は、児童生徒が日常生活の中で生かされるような直感的な感性や人権感覚が充分身につくように指導することが大切である。そのためには、法の下での平等、個人の尊重といった普遍的な視点から人権の尊重の理念を訴えることも重要であるが、それと併せて具体的な人権に関わる課題に則し、児童生徒に親しみやすく分かりやすいテーマや表現を用いるなどの創意工夫が必要である。

2 学校におけるいじめと人権

(1) いじめの定義

- いじめとは、
- ① 自分よりも弱いものに対して一方的に、
 - ② 身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、
 - ③ 相手が深刻な苦痛を感じているもの

とされるが、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなくいじめられた児童生徒の立場に立つて行うことに留意する。

(文部省通知文平成6年12月)

(2) いじめは人権侵害である

いじめの理由は、動作がのろい、グループの足手まといになる、協調性に乏しい、個性が強いなど多様であるが、その理由の如何に関わらず、いじめられる側の人権を侵害する行為である。

- ◎ いじめは差別意識、差別行為が多い。弱いもの、異質な物をはじき出そうとする「いじめ」はまさに差別である。放置すれば人種差別をはじめ、あらゆる差別の芽となり、また、その温床になる危険性を含んでいる。

(3) いじめに対する教師の認識不足の特徴的態度

いじめについての認識不足や人権意識の不足など、教師の責任は重い。

<認識不足の例>

- ・ 「私の学級にはいじめなんてないと思った」
- ・ 「てっきり仲が良い友達だと思った」
- ・ 「いじめに気がつかなかった」
- ・ 「いじめは昔もあった、いじめられる方も悪いといい、感情的になる」
- ・ 「もっと強くなってほしい」
- ・ 「いじめられる子にも悪いところはある」
- ・ 「すこし神経質過ぎたのではないのでしょうか」

<認識不足による間違った指導法の例>

- ・ 「まわりの声をきく謙虚さがなく、常識的な説教・注意が多い」
- ・ 「注意をしたのだが」
- ・ 「話してくれたのに何の解決も出来なかった」
- ・ 「これで解決したと思った」
- ・ 「面倒だから関わりたくない」

(4) いじめを予防する

いじめの予防は教師としての基本的な姿勢でなければならない。教師は人権の基本に戻り、いじめをしない、させない、見逃さないという強い姿勢が要求される。

◎ いじめは人格形成の問題であるとの理念に立って、学級経営の中に次のような自己啓発技法を導入することが考えられる。

- ・ 人権作文コンテストをする。
- ・ 人権モデル地域活動に取り組む。
- ・ いじめ問題について、地域で関心を持つようにする。
- ・ 心理劇でいじめられる側の気持ちなどに気づかせる。
- ・ 学級討論会で、いじめる側、いじめられる側の意見を聞く機会を持つ。
- ・ 映画教材等を利用し、いじめと差別などの人権思想を教育する。
- ・ 父母を交えて討論会を開催し、家庭教育の中にも人権思想、いじめの問題意識を普及させる。

3 教師の体罰と人権

(1) 体罰とは

体罰とは、学校教育法との関係で、教師が児童生徒に肉体的苦痛を与える制裁行為を行うことによって、教育上の目標を達成しようとする行為といわれている。

- ◎ 懲戒はあくまでも教育上の目的に応じた教育作用として行われるものである。また、懲戒は児童生徒の教育を受ける権利を制限することもあるため、懲戒行為は慎重に行われなければならない。
- ◎ 校長及び教師は、教育上必要があると認めるときは、監督庁の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。
(学校教育法第11条)

(2) 体罰はどんなときに行われているか

団体行動を求められ、時間で動かされているなど、個人よりも集団が優先されていたりする場合に多く発生する。

- ◎ 児童生徒の言動に反射的に起きた私的感情を抑えきれなかったとき。
- ◎ 何度も同じことを繰り返し言ったり確認したりしたのに、教師の指示通りに動かず、カッとしたとき。
- ◎ 教師が指示したことに対して児童生徒が口答えするなど反抗的な態度をとったとき。
- ◎ 教師と児童生徒の人間関係がうまくいっていないとき。
- ◎ 教師の体調不良や、機嫌が悪いとき。

(3) 体罰で教育はできない

体罰は違法な行為であり、人権侵害である。

- ◎ 体罰は、学校教育法第1.1条によって明確に禁止されており、児童生徒の人権を踏みにじるものである。体罰はどのような理由からも正当化できない。

体罰は、力による強制であり、児童生徒に屈辱感を与え、心を深く傷つけるとともに、教師や学校への信頼を失わせる。

- ◎ 体罰の多くは教師が一時的感情にかられて行う場合が多く、児童生徒は屈辱感を持ち、教師や学校への不信感を抱くことになる。
- ◎ 体罰には、教育的効果がないばかりでなく、逆に児童生徒と教師の信頼関係をこわし、それまでの教師の努力がすべて水泡に帰すことになる。

体罰は児童生徒の意欲を奪い、暴力容認の考え方を植え付ける。

- ◎ 体罰は、成長しようとする児童生徒の意欲を失わせ、本来、人権尊重の精神を教えなければならない立場にある教師が、児童生徒に暴力肯定の考えを持たせてしまうことにつながる。また、体罰は、いじめ、不登校、校内暴力の遠因となっているとの指摘もある。

指導の成果を性急に求めない。

- ◎ 授業や生徒指導を行っているとき、教師は児童生徒との間で強い緊張関係の状態におかれることがある。しかし、発達段階にある児童生徒を指導する立場にある教師は、児童生徒の成長をじっくり見守っていくことが求められる。指導の成果を性急に求めない実践と研修を日頃から積むことが必要である。

(4) 体罰により失われるもの

体罰は、児童生徒の人権を侵害する非教育的行為であるとともに、体罰によって多くのものが失われる。

- ・ 教師・学校に対する、児童生徒や保護者の信頼。
- ・ 児童生徒の人間的誇り。
- ・ 児童生徒の自ら考える力。
- ・ 児童生徒が自ら成長しようとする意欲。
- ・ 児童生徒の意欲。
- ・ 児童生徒の豊かな心の成長。
- ・ 学校の明るさやなごやかさ。

これらが失われると、児童生徒は次のような行動をとる傾向が強くなる。

- ・ 教師が怖くて、嫌いになり、学校へ行きたくなくなる。
- ・ 教師の指導に素直に従わなくなる。
- ・ 暴力を認め、力によって物事を解決するようになる。
- ・ 教師に対する不満をいじめに転嫁するようになる。
- ・ 教師に本当のことを言わなくなり、裏表のある行動をとるようになる。

(5) 体罰で問われる責任

<行政上の責任（懲戒処分）>

状況によっては、地方公務員法第29条により懲戒処分を受ける。処分の種類には、戒告、減給、停職、免職がある。校長も監督責任を問われることがある。

- ◎ 戒告
職員の服務義務の責任を確認して、その将来を戒める処分
- ◎ 減給
一定の期間、給料の月額的一定割合を減ずる処分
- ◎ 停職
職員を一定の期間職務に従事させない処分（停職中は無給）
- ◎ 免職
職員の身分を失わせる処分

懲戒処分による給与・年金上の影響

	退職共済年金	退職手当	昇級
戒告			昇給時期が繰り延べられることが多い
減給			昇給時期が繰り延べられることが多い
停職	一時支給しないことができる	1/2の期間を勤続期間から除く	昇給時期が繰り延べられることが多い
免職	一時支給しないことができる	支給しない	

< 刑事上の責任 >

○ 暴行罪

暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。 (刑法第208条)

- ◎ 暴行とは、人の身体に加えられる有形力の行使をいう。例えば、
 - ・ 殴打、足蹴りなどの力学的な作用
 - ・ 毛髪の切断
 - ・ 衣服を引っ張って相手の行為を妨げる行為
 - ・ 被害者のそばで太鼓を連打する行為

なども暴行となる。

○傷害罪

人の身体を傷害した者は、10年以下の懲役又は30万円以下の罰金若しくは科料に処する。
(刑法第204条)

- ◎ 傷害とは、生活機能に障害を与えること、ないし健康状態を不良な状態に変更することをいう。加害者の攻撃をさけるため被害者が負傷した場合も傷害になる。

<民事上の責任>

故意又は過失に因りて他人の権利を侵害したる者はこれに因りて生じたる損害を賠償する責に任ず。
(民法第709条)

- ◎ 体罰を加えた教師は、被害を受けた児童生徒に対し治療費や慰謝料などの損害賠償責任を負うことがある。
- ◎ 体罰は、教師が意図的に加える児童生徒への懲戒権を逸脱した行為であるところから過失はなく故意とみなされる行為に当たる。したがって、体罰を行った教師は、民法第709条により、賠償責任を請求されることになる。
- ◎ また、被害を受けた児童生徒が国家賠償法を根拠として損害賠償を求めた場合は、県・市町村が被告となる。
- ◎ 「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって違法に他人に損害を与えたときは、国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。」
(国家賠償法第1条)

(6) 体罰防止のために

授業、学校行事、部活動などすべての教育活動の基本に「人権を尊重し信頼関係に立つ教育」をすえ、児童生徒一人一人を大切にされた教育を推進する。

- ◎ すべての教職員が「体罰否定」の教育観に立ち、協力して指導に当たるとともに、人権を尊重し信頼関係に立つ教育を推進し、学校全体で互いに体罰を許さない雰囲気や教育観を作り上げる。

教育相談的なかわり方を大切に、児童生徒の不安や悩み、喜びなど心の内面を共感的に受け止める。

- ◎ 一人一人の教師が教育相談の理論や手法についての理解と習得に努め、教育相談の積極的な活用により、教師と児童生徒の信頼関係、児童生徒間の温かい人間関係をつくる必要がある。

4 学校におけるセクシュアル・ハラスメントと人権

(1) 学校におけるセクシュアル・ハラスメントとは

教師(教職員)が、児童生徒の意に反した性的な性質の言動を行い、それに対する対応によって、当該児童生徒が学業を遂行する上で一定の不利益を与えたり、又はそれを繰り返すことによって、就学環境を著しく悪化させること。

- ◎ 授業中、部活動中、生徒指導中や学校行事等の教育活動の中にあっても、児童・生徒の身体への不必要な接触は厳につつしむこと。
- ◎ 傷害のある児童・生徒の指導や介助の方法等に十分留意すること。
- ◎ 日頃から児童・生徒の意に反する性的な冗談、からかい等をしないことはもちろん、常に教育の場にふさわしい言動に心掛けること。
- ◎ 児童・生徒の心身の発達段階を考慮し適切な言動に心掛けること。
セクシュアル・ハラスメントは教職員（教育者）として許されない行為であり、セクシュアル・ハラスメントを受けた児童・生徒の心の痛みを自らの問題として受け止める感性と児童・生徒の個人の尊厳を守り、人格を尊重していく姿勢をもつことが大切である。

(2) 認識の重要性

職員は、セクシュアル・ハラスメントに関する次の事項について十分認識しなければならない。

- ◎ お互いが人格を尊重し合うこと。
- ◎ お互いが大切なパートナーであるという意識を持つこと。
- ◎ 相手を性的な関心の対象としてのみ見る意識をなくすこと。
- ◎ 性別による優劣の意識をなくすこと。

(3) 基本的な心構え

性に関する言動に対する受け止め方には個人や性別で差があり、セクシュアル・ハラスメントに当たるか否かについては、相手の判断が重要である。

- ◎ 親しさを表すつもりと言動であったとしても、本人の意図とは関係なく相手を不快にさせてしまう場合があること。
- ◎ 不快に感じるか否かは個人差があること。
- ◎ この程度のことは相手も容認するだろうという勝手な憶測をしないこと。
- ◎ 相手との良好な人間関係ができていると勝手な思いこみをしないこと。

相手が拒否し、又は嫌がっていることが分かった場合には、同じ言動を決して繰り返さないこと。

セクシュアル・ハラスメントであるか否かについて、相手からいつも意思表示があるとは限らないこと。

- ◎ セクシュアル・ハラスメントを受けた者が、職場の人間関係等を考え、拒否することができないなど、相手からいつも明確な意思表示があるとは限らないことを十分認識する必要がある。

職場におけるセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

- ◎ 職場の人間関係がそのまま持続する歓迎会の酒席のような場におけるセクシュアル・ハラスメントについても十分注意する必要がある。

職員間のセクシュアル・ハラスメントにだけ注意するのでは不十分であること。

- ◎ 学校における児童生徒やその保護者、その他の勤務に従事する際に接することとなる職員以外の者などとの関係にも注意しなければならない。

(4) 未然防止のために

セクシュアル・ハラスメントは、基本的人権にかかわる大きな問題であり、被害者にとっては、身体のみならず、心の中にも大きな傷として長く残ることになる。

- ◎ 学校の教職員と児童生徒の保護者との関係において、教職員から性的な関心や欲求に基づく相手を不愉快にする言動（以下「セクシュアル・ハラスメント」という）の行われることがないように、教職員への注意喚起や啓発など必要な措置を講じること。
- ◎ 児童生徒への指導等において、教職員の言動がセクシュアル・ハラスメントに該当する場合が生じることもあるため、児童生徒の心身の発達段階を考慮し、適切な配慮が行われるよう、教職員への注意喚起や啓発など、必要な措置を講じること。
- ◎ 学校の教職員による児童生徒やその保護者へのセクシュアル・ハラスメントについて、児童生徒や保護者からの相談・苦情に適切に対応できる体制を整えること。

＜学校におけるセクシュアル・ハラスメントの未然防止のために＞ 文部省通知

(5) 加害者に問われる責任

加害行為が犯罪を構成する場合には、刑事的に訴追され、裁判で禁錮以上の刑に処せられると、教員免許状は失効となりその職を失うこともある。

＜行政責任＞

行政的には、信用失墜等の理由から、地方公務員法によって懲戒処分（戒告，減給，停職，免職）に付されることがある。

- ◎ 特に公教育にあたる教育公務員の職の重大さに鑑み、行政処分は厳しく、教員免許状が取り上げられることもある。

＜民事責任＞

民事的には、相手の受けた身体的・精神的損害を賠償する義務が生じる。

IV 資料編

児童懲戒権の限界について

昭23. 12. 22 調査2発18 国家地方警察
本部長官・厚生省社会局・文部省学校教育局
あて 法務庁法務調査意見長官回答

本年6月16日附及び7月27日附、別紙高知県警察隊長の照会に対し、当職は左のとおり、意見を回答するから、同警察隊長に伝達方取り計られたい。

第1問

学校教育法第11条にいう「体罰」の意義如何。たとえば放課後学童を教室内に残留させることは「体罰」に該当するか。また、それは刑法の監禁罪を構成するか。

回答

- 1 学校教育法第11条にいう「体罰」とは、懲戒の内容が身体的性質のものである場合を意味する。すなわち
 - (1) 身体に対する侵害を内容とする懲戒—なぐる・けるの類—がこれに該当することはいうまでもないが、さらに
 - (2) 被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒もまたこれに該当する。たとえば端坐・直立等、特定の姿勢を長時間にわたって保持させるというような懲戒は体罰の一種と解せられなければならない。
 - 2 しかし、特定の場合が右の(2)の意味の「体罰」に該当するかどうかは、機械的に制定することはできない。たとえば、同じ時間直立させるにしても、教室内の場合と炎天下または寒風中の場合とでは被罰者の身体に対する影響が全く違うからである。それ故に、当該児童の年齢・健康・場所的および時間的環境等、種々の条件を考え合わせて肉体的苦痛の有無を制定しなければならない。
 - 3 放課後教室に残留させることは、前記1の定義からいって、通常「体罰」には該当しない。ただし、用便のためにも室外に出ることを許さないとか、食事時間を過ぎて長く留めおくとかいうことがあれば、肉体的苦痛を生じさせるから、体罰に該当するであろう。
 - 4 右の、教室に残留させる行為は、肉体的苦痛を生じさせない場合であっても、刑法の監禁罪の構成要件を充足するが、合理的な限度をこえない範囲内の行為ならば、正当な懲戒権の行使として、刑法第35条により違法性が阻却され、犯罪は成立しない。合理的な限度をこえてこのような懲戒を行えば、監禁罪の成立をまぬかれない。

つぎに、然らば右の合理的な限度とは具体的にどの程度を意味するのか、という問題になると、あらかじめ一般的な標準を立てることは困難である。個々の具体的な場合に、当該の非行の性質、非行者の性行および年齢、留め置いた時間の長さ等、一切の条件を総合的に考察して、通常理性をそなえた者が当該の行為をもって懲戒権の合理的な行使と判断するであろうか否かを標準として決定する外はない。
- (第2問以下 略)

日頃の教育活動（体罰防止）に関する自己点検票

1 教師として、思い上がりはないか。

- 児童生徒は当然教師の指導に従わなければならないと思う。
- 児童生徒が反抗的な態度をとるのは当然児童生徒が悪いと思う。
- 児童生徒が指導に従わないのは自分の指導力の不足とは関係ないことだと思う。
- 生徒は部活動顧問に従うのは当然だと思う。
- 自分の指導が一番いい指導であると思う。
- 自分が指導して矯正してやる必要があると思う。

2 教師として、一人よがりの言動はないか。

- 自分の思いどおりに児童生徒を動かそうとする。
- 社会通念とかけ離れた指導でも自分の考えだけで行うことがある。
- 児童生徒の気持ちを傷つけるかどうかを気にせず自分が思った言葉を口にする。
- 自説に固執し、同僚等の意見をすぐに否定したりする。
- 児童生徒の考えを聞く機会をもつ努力をしていない。
- 児童生徒が自分の指示に従うのは、自分に指導力があるからだと考えている。

3 教師として、言行不一致はないか。

- 児童生徒に要求したことを、自ら守らないことがある。
- 時間を守れと言いながら、自分も授業に遅れることがある。
- 児童生徒は教師の言行が一致しているか常に見ていることを自覚していない。

4 児童生徒の心情や立場への思いやりを欠く一方的、画一的な指導を行っているか。

- 児童生徒の性格や個性を考えずに指導を行っている。
- 児童生徒は一人一人発達段階に差があることを考慮しないで指導している。
- 児童生徒の創意を取り入れる努力をしていない。
- きまりや規則だけをよりどころとする指導になっている。

5 指導の成果を性急に求める傾向はないか。

- 指導の具体的な場面で、思わずカッとなることがある。
- 指導にあたって、その場の感情をそのまま言動に表すことがある。
- 指導したことを児童生徒はすぐに実行すべきだと考えている。
- 自分が予想したとおりに児童生徒が動かないとき、待つことができないでイライラする。

6 腕力や体力など本来の指導力以外のものに頼る指導に陥っていないか。

- ふだんから教師の権威に頼った指導をしている。
- 指導力不足を威圧や腕力で補おうとしている。
- 自分の学生時代に受けた体罰による指導を肯定している。

7 部活動の指導に、勝利至上主義へのあせりはないか。

- 大会で勝つことだけが目的となっている。
- 大会で好成績をあげることが部活動顧問の実力であると考えている。
- 運動技術が向上しないのは、生徒の責任だと思う。
- レギュラーの生徒ばかりを指導する傾向がある。
- 試合に負けたとき、急に生徒の都合や予定を無視して、練習スケジュールを変更することがある。

8 体罰に対する認識が不足していたり、意識が低かったりすることはないか。

- 体罰は必要悪と考えることがある。
- 自分は体罰をすることがないから、関係ないと思うことがある。
- 体罰が行われているのを見過ごすことがある。
- 体罰が児童生徒に与える影響を無視する傾向がある
- 生徒指導には体罰はつきものだと考えることがある。
- 体罰を行う同僚を指導力のある教師と思うことがある。
- 校内暴力が増えれば、体罰も増えるのは許されると考えている。
- 生徒指導の係だから、ある程度の体罰は許されると考えている。
- 生徒指導は生徒指導の係にまかせておけばよいと考えている。

いじめの早期発見のポイント

1 いじめの早期発見

「いじめ」は、潜在化していて教師の目を盗んで行われる。例えば、見た目には「プロレスごっこ」や「ふざけ合い」だったりして、教師の目からますます見えにくくなっているが、いじめの兆候は学校生活のいたるところに顔を出している。

2 学校における「いじめ」のチェックと発見

	いじめに関するチェック項目	チェック
1	遅刻、早退、時差登校が目立ち学校を休みがちになる。	ある、ない
2	忘れ物が多くなり、学習意欲や成績が低下してくる。	ある、ない
3	活気がなくおどおどしている。表情が暗く周囲を気にする。	ある、ない
4	休憩時間や放課後に一人で「ぼつん」としていることが多い。	ある、ない
5	クラブ活動への参加をしぶったり、休みがちになったりする。	ある、ない
6	用事もないのに職員室の様子をうかがったり、周りをうろろうろしたりする。	ある、ない
7	保健室への出入りが多くなり、始業のベルがなっても教室に戻ろうとしない。	ある、ない
8	クラスの役員など突然やめたいと言ったり、係りの仕事をしなくなったりする。	ある、ない
9	係りを選ぶとき、ふざけ半分に推薦されたりする。	ある、ない
10	掃除や後片付けなど、仲間が嫌がる作業を一人でしている。	ある、ない
11	人を無視したあだ名（バイキンなど）がつけられ、しつこく言われる。	ある、ない
12	衣服の汚れや破れ、手足や顔面にすり傷や打ち身の跡が見られる。	ある、ない
13	給食の時、敬遠しがちなメニューなのに山盛りに盛りつけてある。	ある、ない
14	食欲がなくなり、給食を残すことが多い。	ある、ない
15	頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。	ある、ない
16	さほど親しくもない仲間と一緒にトイレや空き教室から出てくる。	ある、ない
17	はさみやカッターなどの刃物を隠して持ち歩く。	ある、ない
18	授業のはじめに用具が散乱していたり、机や椅子が乱れたりしている。	ある、ない
19	授業に遅れたり、遅れがちに教室に入ってくる。	ある、ない
20	授業で質問に答えたり意見を言ったりする時、やじ、奇声、笑い声などがでる。	ある、ない
21	授業に関係のない変な質問をする（させられる）。	ある、ない
22	持ち物が隠されたり、「〇〇死ね」などの落書きをされたりする。	ある、ない
23	周囲の子から「クラスの恥」などと非難されたりする。	ある、ない
24	周囲の子が、その子の机や椅子、持ち物にさわろうとしない。	ある、ない
25	「誰かこれをやってくれないか」と言うと、特定の子供の名前がでてくる。	ある、ない
26	傷、こぶ、などの原因を「自分が転んだ」と嘘をつく。	ある、ない
27	その子を褒めると嘲笑が起こったり、しらけたりする。	ある、ない

3 家庭における「いじめ」のチェックと発見

	いじめに関するチェック項目	チェック
1	衣類の汚れが見られたり、よくけがをしたりしている。	ある, ない
2	お風呂に入りたがらなくなる。裸になるのを嫌がる。	ある, ない
3	学用品や所持品を紛失したり, 壊されたりする。	ある, ない
4	教科書やノートにいやがらせの落書きをされたり破られたりしている。	ある, ない
5	食欲がなくなったり, 体重が減少したりする。	ある, ない
6	寝付きが悪かったり, 夜眠れなかったりする日が続く。	ある, ない
7	憂いにみちた表情で暗くなる。	ある, ない
8	いらいらしたり, おどおどしたりして落ち着きがなくなる。	ある, ない
9	部屋に閉じこもることが多く, ため息をついたり涙を流したりしている。	ある, ない
10	言葉遣いが荒くなり, 親や兄弟などに反抗したり八つ当たりする。	ある, ない
11	親から視線をそらしたり, 家族に話しかけられるのを嫌がったりする。	ある, ない
12	ナイフなどを持つことがある。	ある, ない
13	登校時刻になると, 頭痛, 腹痛, 吐き気など身体の不調を訴え登校を渋る。	ある, ない
14	転校, 学校をやめたいと言い出す。	ある, ない
15	家庭から物品やお金を持ち出したり, 余分な金品を要求したりする。	ある, ない
16	親しい友達が来なくなり, 見かけない者がよく訪ねてくる。	ある, ない
17	不審な電話やいやがらせの手紙や紙切れがある。	ある, ない
18	「どうせ自分はだめだ」などの自己否定的な言動が見られ, 死や非現実的なことに関心を持つ。	ある, ない
19	投げやりで集中力がわかない。ささいなことでも決断できない。	ある, ない
20	テレビゲームなどに熱中し, 現実から逃避しようとする。	ある, ない
21	家族との対話を避けようとする。	ある, ない
22	電話に敏感になる。	ある, ない
23	友達のことを聞かれると怒りっぽくなる。	ある, ない

沖縄県職員倫理規程

[平成9年12月9日 訓令第34号]

(目的)

第1条 この訓令は、沖縄県職員（特別職の職員を除く。以下「職員」という。）が当該職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）並びに職員の地位等の客観的な事情から当該職員が事実上影響力を及ぼしうると考えられる他の職員の職務に利害関係のある業者及び個人（これらの者の集合体であって法人格を有しないものを含む。）（以下これらを「関係業者等」という。）との接触等に関し遵守すべき事項等を定めることにより、公正な職務の執行を図り、県民の疑惑や不信を招くような行為を防止し、公務に対する信頼を確保することを目的とする。

(職員の基本的な心構え)

第2条 職員は、その服務について、地方公務員法（昭和25年法律第261号）その他関係法令を遵守するほか、この訓令に従わなければならない。

2 職員は、すべて公務員が県民全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではないことを自覚し、公正な職務の執行に当たるとともに、公共の利益の増進を目指して職務を遂行しなければならない。

3 職員は、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

(管理・監督者の遵守事項)

第3条 本庁課長相当職以上の職にある者及び出先機関の長の職にある者（以下「管理・監督者」という。）は、率先垂範して服務規律の確保を図るとともに、監督責任を十分に自覚し、部下職員に対する指導監督を怠ってはならない。

2 管理・監督者は、この訓令の遵守について自省自戒及び率先垂範し、あわせて会議等の場を通じて、相互の注意喚起をするとともに、その異動に際しては、新任者に対しこのことを徹底させなければならない。

(関係業者等との接触に当たっての禁止事項)

第4条 職員は、関係業者等との接触に当たっては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、家族関係、個人的友人関係等に基づく私生活面における行為であって、職務に関係のないものについては、この限りでない。

- (1) 会食（パーティーを含む。）をすること。
- (2) 遊技（スポーツを含む。）、旅行をすること。
- (3) 転任、海外出張等に伴うせん別等を受けること。
- (4) 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。
- (5) 講演、出版物への寄稿等に伴い報酬を受けること。
- (6) 金銭、小切手、商品券等の贈与を受けること。
- (7) 本来自らが負担すべき債務を負担させること。

- (8) 対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- (9) 対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、接待又は一切の利益や便宜の供与（社会一般の待遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受けること。

2 前項の規定は、職務上必要な会議において会食をする場合又は対価を支払って会食をする場合等例外的な場合であって、次の各号に掲げる場合には、適用しない。ただし、第6条に規定する総括サービス管理者があらかじめ指定するものについては、所属長において届出又は報告を了承したものとみなす。

- (1) 事前に所属長に対し届出をしその了承を得た場合
- (2) やむを得ない事情により前号の届出をすることができない場合には、事後、速やかに所属長に報告しその了承を得た場合
(公益法人等、国及び他の地方公共団体への準用)

第5条 前条の規定は、職員が、公益法人等設立に許認可を要する関係法人の役員と接触する場合について、これを準用する。

2 前条の規定は、職員が、国、他の地方公共団体等の職員と接触する場合について、県民の疑惑や不信を招くようなことの防止を基本として、職務上の必要性に留意しつつ、これを準用する。

(総括サービス管理者及びサービス管理者)

第6条 この訓令の遵守及びサービス規律の徹底を図るため、総括サービス管理者及びサービス管理者を置く。

- 2 総括サービス管理者は、総務部長をもって充てる。
- 3 サービス管理者は、別表に掲げる者をもって充てる。

(総括サービス管理者の任務)

第7条 総括サービス管理者は、この訓令の遵守及びサービス規律の徹底に関し、サービス管理者と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ、サービス管理者に対し、助言、指示を行うものとする

(サービス管理者の任務)

第8条 サービス管理者は、各部局において、この訓令の遵守及びサービス規律の徹底に関し職員に対し必要な助言、指導を行い、又は職員の相談に応ずるものとする。

(サービス管理者会議)

第9条 この訓令の遵守及びサービス規律の徹底を図るため、サービス管理者会議を置く。

- 2 サービス管理者会議は、この訓令の遵守及びサービス規律の徹底に関して必要な事項について審議する。
- 3 サービス管理者会議は、総括サービス管理者及びサービス管理者で構成し、必要に応じ、総括サービス管理者が召集する。

(違反行為があった場合の処分等)

第10条 職員が地方公務員法等関係法令に違反する行為又はこの訓令に違反する行為（以下これらを「違反行為」という。）をするおそれがあると認められる場合においては、当該職員の所属長は、サービス管理者と連絡を取りつつ、直ちに実情調査を行わなければならない。この場合において、サービス管理者は、必要に応じ、総

括服務管理者に報告するものとする。

- 2 総括服務管理者は、職員に違反行為があったと疑うに足る相当の理由がある場合においては、服務管理者と連携して、直ちに、当該職員から事情聴取を行うなど実情調査を行い、この結果、違反行為があったと認められた場合においては、知事に報告するものとする。
- 3 前項の場合においては、知事は、その違反の程度に応じて、当該職員に対し地方公務員法第29条に基づく懲戒処分又は訓告若しくは嚴重注意を行うものとする。
- 4 知事は、違反行為があったと認められる職員から辞職の申出があった場合において、当該職員を懲戒処分に付すことにつき相当の事由があると思料するときは、その承認を留保し、前項の措置を講ずるものとする。

(細則)

第11条 総務部長は、この訓令の運用にあたり必要な細則を定めることができる。

附 則

この訓令は、平成9年12月9日から施行する。

附 則

この訓令は、平成10年12月15日から施行する。

沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員のセクシュアル・ハラスメント防止規程
(沖縄県教育委員会教育長訓令第4号)

(趣旨)

第1条 この訓令は、沖縄県教育委員会の所管に属する県の職員(以下「職員」という。)の良好な勤務環境の確保、職員の利益の保護及び職員の職務能率の発揮を目的として、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除のための措置並びにセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 他の者を不快にさせる職場における性的な言動及び職員が他の職員を不快にさせる職場外における性的な言動
- (2) セクシュアル・ハラスメントに起因する問題 セクシュアル・ハラスメントのため職員の勤務環境が害されること及びセクシュアル・ハラスメントへの対応に起因して職員がその勤務条件につき不利益を受けること。

(所属長の責務)

第3条 所属長は、職員がその職務能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、セクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、必要な措置を迅速かつ適切に講じなければならない。この場合において、セクシュアル・ハラスメントに対する苦情の申出、当該苦情等に係る調査への協力その他セクシュアル・ハラスメントに対する職員の対応に起因して当該職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、職員が認識すべき事項等について別に定める指針に従い、セクシュアル・ハラスメントをしないように注意しなければならない。

- 2 職員を監督する地位にある者は、良好な勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりセクシュアル・ハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、セクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(苦情相談への対応)

第5条 セクシュアル・ハラスメントに関する苦情の申出及び相談(以下「苦情相談」という。)に対応するため、総務課及び県立学校教育課に苦情相談を受ける職員(以下「相談員」という。)を置く。

- 2 相談員は、総務課長又は県立学校教育課長の指名する者をもって充てる。
- 3 学校に勤務する職員を除く職員については総務課長の指名する相談員が、学校に勤務する職員については県立学校教育課長が指名する相談員が、苦情相談に対応するものとする。
- 4 相談員は、苦情相談に係る問題の事実関係の確認及び当該苦情相談に係る当事者に対

する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するよう努めるものとする。この場合において、相談員は、苦情相談への対応について別に定める指針に従い、関係者のプライバシー、名誉その他の人権を尊重しなければならない。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、この訓令の施行に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成11年12月1日から施行する。

教県第 5 4 1 号
教義第 3 6 1 号
平成10年5月15日

各市町村教育委員会教育長
各 県 立 学 校 長 殿
各 教 育 事 務 所 長

沖 縄 県 教 育 委 員 会
教 育 長 安 室 肇
(公 印 省 略)

綱紀の肅正と服務規律の確保について（通知）

教職員の綱紀の肅正及び服務規律の確保については、かねてから機会あることに注意を喚起してきたところであり、教職員においては公務に携わるものとして、自らがそれぞれ自覚し行動していることと存じます。

しかしながら、今回、新聞報道等で周知のとおり教職員の不祥事が発生し、県民に対し教職員全体の信用失墜や不信の念を抱かせたことは誠に遺憾であります。

いうまでもなく、教職員は、児童・生徒の全人格的な発達を促すという責務のほか、全体の奉仕者として公務に従事するという職責の特殊性から、教育公務員としての自覚と厳正な行動が求められているところであります。

それゆえ、法令に抵触してその職の信用と品位を失墜させるような行為は、厳に慎まなければならないところであります。

そこで、下記の事項について特段の指導をお願いします。

記

- 1 教育公務員として絶えずその使命と職責の重大さを自覚し、日頃から襟を正すとともに、自らの教育的良心と良識に支えられた職務の遂行に努めること。
- 2 教育活動において、児童生徒1人1人の個性をかけがえのないものとして尊重し、その自主性・社会性の涵養に努めると共に、体罰等の違法な行為の根絶に努めること。
- 3 教職員は児童生徒の人権を尊重し、児童生徒との豊かな信頼関係の構築に努め、行き過ぎた指導や誤解を招くような指導、法令等に抵触するような行為がないように努めること。
- 4 教職員は児童生徒の模範となる立場にあり、不道德な行動は厳に慎むこと。
- 5 金銭徴収等の際は会計の明朗化に努め、児童生徒・父母等から私的な金品等の授受は厳につつしみ、少しの疑念も抱かすことがないように努めること。
- 6 公用又は私用を問わず、自動車等の運転にあたっては、交通法規を遵守し、交通事故の防止に努めること。
- 7 飲酒の機会がある場合でも節度ある行動に心がけ、深夜までの飲酒は慎むようにすること。
- 8 職場における相互理解のための人間関係づくり、相談及び支援体制の構築をとおして教職員相互で切磋琢磨し、支え合い改善しあって、明るく、なごやかさの中にも厳しさのある望ましい職場づくりに努めること。

教義第 730 号
教高第 1033 号
平成10年6月24日

各市町村教育委員会教育長
各県立学校長 殿

沖縄県教育委員会教育長
(公 印 省 略)

選挙における職員の服務規律の確保について（通知）

参議院選挙が近く行われることとなっております。

また、県知事選挙や各地方選挙も行われることとなっております、例年になく選挙が多い年となっております。

公務員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務すべき職責にかんがみ、選挙運動等の政治的行為が制限されているとともに地位利用による選挙運動等が禁止されています。特に教育公務員については、教育の政治的中立の原則に基づき、学校において特定の政党の支持又は反対のために政治的活動をすることは禁止され、さらに選挙運動等の政治的行為の制限等についても公職選挙法及び教育公務員特例法に特別の定めがなされているところであります。

教職員の選挙運動等については、かねてから注意を促し、協力をいただいているところでありますが、これから行われる各選挙に当たっても下記の事項に留意の上関係法令の周知徹底を図り、教職員が、教職員個人としての立場で行うか教職員団体等の活動として行うかを問わず、これらの規定に違反する行為や、教育の政治的中立性を疑わしめる行為をすることにより、県民の教育に対する信頼を損うことのないよう服務規律の確保について格段の配慮をされるとともに貴管下の所属職員に以上の趣旨を周知せしめるよう適切な指導をお願いします。

記

- 1 公務員がその地位を利用して選挙運動をすることは全面的に禁止され、また、候補者の推薦、後援団体の結成に参画するような選挙運動とみなされる行為をすることも禁止されていること（公職選挙法第136条の2）。
- 2 学校教育法に規定する学校の校長及び教員は、学校の児童・生徒等に対する教育上の地位を利用して選挙運動をすることができないこと（公職選挙法第137条）。

3 公務員には、公職選挙法による規制のほか、一定の政治的行為の制限がなされていること（地方公務員法第36条及び国家公務員法第102条）。

(1) 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限については、国立学校の教育公務員の例によるものであり（教育公務員特例法第21条の3）、国立学校の教育公務員について制限されている「政治的行為」とは、国家公務員法第102条及びこれに基づく人事院規則14-7に規定されている政治的行為を指すものであること。

(2) したがって、公立学校の教育公務員について制限されている政治的行為は、教育公務員以外の地方公務員に制限されている政治的行為とは異なるものであり、かつ、その制限の地域的範囲は勤務地域の内外を問わず全国に及ぶものであること。

4 以上の選挙運動等の禁止又は制限は、公務員としての身分を有する限り、勤務時間内外を問わず適用されるものであり（ただし人事院規則14-7第6項第16号については勤務時間内に限られる。）、また、休暇、休職（いわゆる在籍専従も含む。）、育児休業、停職等により現実に職務に従事しない者にあっても異なる取扱いを受けるものではないこと。

5 選挙運動等の禁止制限規定に違反する行為は、公務員の服務義務違反として懲戒処分の対象となるばかりでなく、上記1（公務員の地位利用による選挙運動）及び上記2（教育者の地位利用による選挙運動）の場合にあつては、刑事上の処罰の対象となるものであること。

6 違法行為の例を列挙すると別添資料のとおりであるが、具体的事例について判断するに当たっては、右欄の関係法令を参照にして誤りなきを期せられたいこと。

教県第323号
教義第207号
教保第200号
平成10年4月24日

各小・中学校長
各市町村教育委員会教育長
各県立学校長
各教育事務所長

殿

沖縄県教育委員会
教育長 安室 肇
(公印省略)

部活動等における指導のあり方について（通知）

部活動は児童生徒の心身の調和のとれた発達と個性の伸長、社会性の育成等を図る上で極めて重要な学校教育活動であります。

各学校においては、児童生徒と教師の信頼関係を基本にした適切な指導がなされ、児童生徒の健全育成に貢献されていることに敬意を表します。

さて、新学年度のスタートに当たり健全な部活動指導の充実を通して、児童生徒の安全と健康増進を図ると共に学校の活性化をめざす必要があります。

については、下記の事項について校長のリーダーシップのもと適切な部活動の運営が図られるよう指導願います。

なお、部活動顧問の指導に際しては、学校の実態に応じて、顧問会や個別相談等の機会を設けて指導くださるようご配慮願います。

その他、学校教育全般における危機管理体制の確立についてよろしく願います。

記

〈学校経営における部活指導の在り方について〉

- (1) 校長の学校経営方針のもと、組織的、計画的な部活動の在り方を推進し、責任体制の確立を図ること。
- (2) 校長自らが、部活動における児童生徒の活動状況、指導状況を把握し、管理指導を図ること。
- (3) 部室、教官室等施設の適切な活用の在り方及び環境条件の設定等に十分留意し、適切な運営が図れること。
- (4) 部費等の会計事務の処理について十分に留意し、信用あるものとする。
- (5) 父母及び育成会、後援会等との連携を深め、その信頼を図ること。

〈顧問の指導の在り方について〉

- (1) 顧問教師等と児童生徒の信頼関係を大切にし、児童生徒の自主的、実践的な態度の育成に努めること。
- (2) 指導に際しては、児童生徒の人格を尊重し、体罰・暴言等の言動があってはならないこと。
- (3) 夏場の炎天下での長時間活動や土・日・祝祭日の活動の在り方については、過重な活動にならないよう、児童生徒の健康・体力面等に十分配慮すること。
- (4) 異学年男女合同での部活動においては、顧問教師と生徒、生徒間の人間関係を相互尊重・相互信頼を基本にするとともに、特に、女生徒マネージャーの役割を明確にし、不測の事態に至らないよう十分に配慮すること。
- (5) 身体接触を伴う指導にあたっては、思春期にある児童生徒の心理的な特性に十分留意すること。
- (6) 特に、合宿遠征等の実施にあたっては、校長の責任のもと父母の了解を得て適切な運営に留意すること。

平成10年10月8日

各 所 属 長 殿

沖縄県教育委員会教育長

交通法規の遵守について（通知）

先日、本県教育職員が酒気帯び運転のうえ、交通事故を起こし、被害者を放置したまま現場から立ち去るといった悪質なひき逃げ事件がありました。

この行為は、教育公務員としてあってはならないものであり、県民の教育現場に対する信頼を失わせるもので、真に遺憾なことであります。教育委員会としては、このような不祥事の再発を防止し、県民の信頼を回復しなければなりません。

貴職においては、日頃から各職員に対し交通法規等の遵守について厳しく指導しているとは思いますが、特に下記の事項に留意し、重ねて指導するようお願いいたします。また、「交通事故（違反）の際取るべき措置」、「交通事故等緊急連絡網」等を作成し、添付してありますので指導の参考にしてください。

なお、各学校等については、主管課の方から通知するようお願いいたします。

記

- 1 交通法規を遵守し、交通事故の防止に努めること。万一、事故を起こしたときは、救急車を手配する等、被害者の救護に努めること。
- 2 酒酔い運転、酒気帯び運転は、絶対にしないこと。また、自動車等を運転する予定の者に対し、飲酒を勧めないこと。
- 3 交通事故に遭遇したときは、警察署等へ通報するとともに、速やかに所属長へ報告すること。

各所属長（学校を除く。）殿

沖縄県教育委員会
教育長 翁長良盛

職員の年末年始における綱紀粛正について（通知）

職員の綱紀粛正及び服務規律の確保については、かねてから、注意を喚起しているところですが、年末年始を控え、飲食、飲酒の機会が多くなることから、不祥事や交通事故等の発生防止のため、より一層の配慮が必要であります。

特に、長引く不況により、県民の雇用・経済・生活などの状況が、厳しさを増している中であって、職員一人一人が、このような社会情勢を強く認識し、県民全体の奉仕者であるということを改めて自覚した上で、県民本位の行政の推進に全力を尽くすとともに公正な職務の執行に努め、県民の公務に対する信頼を確保するよう努めなければなりません。

貴職におかれましては、部下職員の指導・監督に鋭意努力されていることと思いますが、下記事項に留意の上、県民の不信や疑惑を招くような行為は厳に慎むよう、綱紀粛正の徹底に万全を期されるようお願いいたします。

記

- 1 国家公務員倫理法（平成11年法律第129号）に規定する職員が遵守すべき職務に係る倫理原則に十分留意すること。
- 2 職務上の利害関係者等との接触に当たっては、沖縄県職員倫理規程（平成9年訓令第34号）第4条に規定する禁止事項（会食、贈答品の受領等）を遵守すること。
- 3 自動車の飲酒運転は絶対にしないこと。また、飲酒の席でも、常に公務員としての自覚を持ち節度ある行動をとること。
- 4 仕事納め、仕事始めの行事は、県民の不信を招くことがないようにするとともに、公務に支障が生じないようにすること。
- 5 その他、日常生活を含め、職員として、その職の信用を傷つけ、又は職全体の不名誉となるような行為をしないこと。

編 集 委 員 名 簿

委員長	源 武 二	弁護士、県高P連会長、沖縄県人権擁護委員連合会会長
副委員長	新 里 里 春	琉球大学教授(カウンセリング、臨床心理学)
委 員	具志堅キヨ子	那覇家庭裁判所調査官、県青少年問題専門委員
委 員	長 嶺 憲 次	県立教育センター「こころの電話」相談員、元高校長 元県高校カウンセリング研究協議会理事長
委 員	新 垣 盛 俊	元中頭教育事務所長、元小学校長
委 員	宮 城 一 夫	元高校長、元県高校生徒指導研究会会長
委 員	仲 村 元 惟	元小学校長会会長

信頼される教職員をめざして — 人権ガイドブック —

発行日 平成12年3月17日

発 行 沖縄県教育委員会

Ⓣ900-8571 沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号

☎ 098-866-2715 FAX 098-866-2718

印 刷 沖縄コロニー印刷

Ⓣ901-2126 沖縄県浦添市宮城4-9-17

☎ 098-877-3344 FAX 098-877-2056

18000D1962450

NAME